

## 医療機関の皆様へ

当健康保険組合では、被扶養配偶者の健康管理の一環として、健康診断費の補助を行っております。検査の内容は各自に任せておりますが、健康管理・予防の立場から健康診断を受診してもらい、それに対する補助を主旨としております（通常の病気治癒を目的とした保険診療は除く）。

つきましては、**保険証を使って受診した場合**などは対象外となりますので、よろしく願いいたします。

以上